

会費未納者の取扱についての申し合わせ

1. 学会費納入については、毎年、学会事務局が納入を依頼する。なお、未納者に対して年2回の督促が行われる。
2. 学会費未納者については、毎年、常任理事会に報告され、常任理事は分担してその督促に当たる。
3. 3年間滞納した会員は、常任理事会の承認によって退会したものとする。
4. この申し合わせの改正は、常任理事会の議を経て理事会の議決による。

付. この申し合わせは 2001年6月16日に制定し、同年4月1日から適用する。

2005年6月18日改正。

2021年6月26日改正。